

多摩地区保護司会連絡協議会規約

制定	昭和36年	7月	1日
改正	同42年	6月	3日
	同53年	4月	14日
	同54年	5月	31日
	同54年	10月	9日
	同55年	5月	27日
	同57年	5月	25日
	同63年	5月	20日
	平成元年	8月	22日
	同6年	3月	22日
	同8年	4月	26日
	同11年	3月	12日
	同22年	5月	27日
	同22年	11月	29日
	同28年	5月	16日
	同29年	5月	23日

(名称)

第1条 この会の名称は多摩地区保護司会連絡協議会(以下「多摩連」という。)とする。

(事務所)

第2条 多摩連は、事務所を東京都立川市緑町6番地の3に置く。

(目的)

第3条 多摩連は、東京保護観察所立川支部管内の各地区保護司会の連絡提携を緊密にし、保護司活動の充実等を図り、その使命達成に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 多摩連は、東京保護観察所立川支部管内の各地区保護司会をもって組織する。

(事業)

第5条 多摩連は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 所属地区保護司会に対する連絡調整
2. 各種協議会および研修会の開催
3. 各種部会の開催
4. 保護観察および犯罪予防に関する調査研究
5. 関係機関および関係団体に関する連絡協調と助成
6. 犯罪予防および更生保護制度に関する普及宣伝
7. 保護司に対する慶弔
8. その他必要と認める事業

(役員)

第6条 多摩連に次の役員を置く。

理事	90名以内
内 常任理事	9名
内 会長	1名
副会長	4名
監事	2名

(役員職務)

第7条 会長は、多摩連を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めていた順序により、会長の職務を代行する。

3 常任理事は、常任理事会を組織し、常務を担当する。

4 会計は、総務部が担当する。

5 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

6 監事は、会計および会務を監査する

(役員選任)

第8条 理事は、各地区保護司会の会長・副会長・分区長・および各部長等をもって、これに充てる。

2 常任理事は、各地区保護司会長をもって、これに充てる。

3 会長および副会長は、常任理事会で互選し、理事会の承認を受ける。

4 監事は、理事以外の保護司の中から理事会の意見を聞いて、会長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期が満了した場合でも、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。

(年度)

第10条 事業年度および会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費・資産)

第11条 経費は、各地区保護司会の分担金、助成金、寄付金等をもって充てる。

2 分担金の分担方法については、理事会で協議し決定する。

3 資産は会長が管理する。

(会務処理)

- 第 12 条 予算および事業計画は、理事会で定める。
- 2 事業報告および決算は、年度終了後、速やかに監査に付し理事会に報告する。

(会議・議決)

- 第 13 条 常任理事会および理事会は、必要に応じて会長が招集し会長が議長となる。
- 2 会議の議決は、出席者の過半数の合意による。

(顧問)

- 第 14 条 多摩連に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の意見を聞いて会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会あるいは会長に助言を行うことができる。

(事務局体制)

- 第 15 条 事務局は、常任理事会の意見を聞いて、会長が委嘱する。
- 2 会長は、事務局の維持に関する協力を、東京保護観察所立川支部長に対して依頼する。

(規約改正)

- 第 16 条 この規約は、理事の過半数の同意を得て改正することができる。

(細則)

- 第 17 条 この規約の実施のために必要な規程は、理事会の議を経て会長が定める。

付 則 この規約は、昭和 36 年 7 月 1 日から施行する。